

岩手県告示第 97 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 軽米九戸線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字円子第 11 地割 5 番 1 地先から九戸村大字山屋第 5 地割 21 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 2(1) 路線名 紫波インター線
 - (2) 供用開始の区間 紫波郡紫波町北日詰字白旗 31 番 3 地先から桜町字浦田 18 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 3(1) 路線名 東和薄衣線
 - (2) 供用開始の区間 東磐井郡藤沢町黄海字天沼 151 番 2 地先から字本沢 127 番 11 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 4(1) 路線名 唐丹日頃市線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 大船渡市日頃市町字上甲子 17 番 349 地先から 17 番 28 地先まで
 - イ 大船渡市日頃市町字上甲子 17 番 342 地先内
 - ウ 大船渡市日頃市町字下甲子 119 番 65 地先から 119 番 63 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 5(1) 路線名 一戸浄法寺線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 二戸市浄法寺町御山大嶺 1 番 1 地先から御山飛鳥谷地 1 番 5 地先まで
 - イ 二戸市浄法寺町御山飛鳥谷地 1 番 5 地先から 16 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 6(1) 路線名 上斗米金田一線
 - (2) 供用開始の区間 二戸市野々上字落合 84 番 3 地先から 63 番 2 地先まで

- (3) 供用開始の期日 平成19年2月6日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成19年2月6日から同年3月6日まで

7(1) 路線名 吉浜上荒川線

- (2) 供用開始の区間
 - ア 大船渡市三陸町吉浜字根白133番2地先から字向野39番3地先まで
 - イ 大船渡市三陸町吉浜字十二役5番2地先から15番1地先まで
 - ウ 大船渡市三陸町吉浜字千歳1番29地先内
- (3) 供用開始の期日 平成19年2月6日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成19年2月6日から同年3月6日まで

8(1) 路線名 姉帯戸田線

- (2) 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字戸田第15地割105番1地先から68番18地先まで
- (3) 供用開始の期日 平成19年2月6日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成19年2月6日から同年3月6日まで